

現代社会における相続の意義と役割に対する 批判的論考

佐々木 弾

わが国では平成 27 年初より相続税非課税枠が大幅に縮減されたことは周知の通りである¹⁾。無論これは第一義的には、人類史上未曾有の大赤字に喘ぐ政府の財源拡充を主目的としよう。しかし同時に、第二義的ながら重要な副次目的として、近年頃に社会問題化してきた経済的不平等²⁾の世代を超えた拡大を少しでも喰い止める効果が期待されていることも、見逃してはなるまい。

日本を含め多くの現代国家・社会においては、贈与税の納税など一定の要件を満たせば、被贈者が誰であるかを問わず、贈与を行うことが認められている。と言うことは、相続制度の実質的な経済効果はほぼ偏に「法定相続人への贈与を他の一般贈与に比し減免税すること」に在ると言えよう。この効果が社会内における富の偏在を世代を超えて助長する、という認識が前提となつてこそ、前述のような法改正が行われたと考えられる。

以下の論考では、この法改正を単なる一事例として矮小化することなく、その底流にあるところの（上述のような税制優遇措置としての）相続の現代社会的意義への再検討という論点に着眼し、そもそも相続という制度は必要か、もし必要だとすればどのような意味で必要か、現行の相続法は社会的・経済的に正当化され得るか、或いはどのような改変が所要されるか、等々につき、主として経済的公正性および効率性の観点から拙考を試みたい。

1) (財務省サイト) ホーム > 税制 > わが国の税制の概要 > 相続税, 贈与税など (資産課税等) > 最近における相続税の主な改正. https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/property/143.htm

昭和 63 年, 平成 4 年, 同 6 年改正で段階的に拡大された非課税枠は, 直近の平成 25 年改正 (同 27 年相続分より施行) で初めて名目ベースで縮小された。

2) 厚生労働省『労働経済の分析』(平成 24 年版)によれば, 我が国では 20 世紀末以来, 特に当初所得ベースで不平等が顕著に拡大を続けており, 再分配後で見てもジニ係数約 0.4 と不平等の大きい状態が続いている。

0. 背景

本題に入る前の準備として、不平等について基礎的な復習を試みたい。

先ず、不平等が語られる際、それが「社会的に望ましくないもの」であることが既定の前提とされる場合が多い。或る意味これは、価値自由であるべき科学本来の在り方に背馳すると言えなくもない。逆に言えば、不平等は「何故」望ましくないのか、と改めて問い質されることは多くないが、この問への（イデオロギー的でなく、科学的な）答が暗黙裡に共通理解となっている必要がある。大別すると、その答には2つの方向がある。

(i) 結果の不平等

既に行われてしまった分配が不平等であり、その結果として富が偏在している状況を、静学的に記述する概念がこの「結果の不平等」である。結果の不平等が何故、社会的に「悪い」のか。経済学で標準的に用いられる説明は、「限界効用の逡減」に基づくものである。

「空腹は最高の料理人」などと諺されるように、ひもじい時の一片の食物、貧しい時の小銭一文は重宝である一方、既に飽食・金満な状態であれば、そこへの「追い銭」から得られる追加的効用は相対的に低い。ということは、富裕者から一定額の資産を租税等の形で取り上げ、それを貧困者へ再分配すれば、それによる後者の限界効用が、前者の限界不効用を上回り、社会の総効用が改善する。これが、「結果の平等」が社会善とされる所以である。

言い換えれば、結果の平等として尊ばれるべきは、必ずしも分配される金品の絶対量の平準化と言うよりは、むしろその限界効用の平準化のほうにある。限界効用の逡減度の非常に強い人々から成る社会においては、分配の結果的平等が強く望まれるであろうし、逆に限界効用がさほど逡減しないような選好を有する人々の間では、平等化はそこまで急務とは言えないかも知れない³⁾。

我々の目下の関心事であるところの相続に関して言えば、より重要なのは被相続人との平等ではなく、相続人における平等のほうである。相続人たちのうち、巨万の富を相続する者と、言うべき相続財産の無い者たちとの間の「垂直的不平等」が、一般贈与税

3) 本論からはやや離れるが、限界効用の逡減率は経済理論に所謂「危険回避度」と直接関連している。逡減率が高く、限界効用曲線の曲率が急なほど危険回避的となり、逆に限界効用曲線が直線に近いほど危険中立的となる。一般に個人の限界効用逡減率は、その個人の保険加入意欲と正の連関を有する。同様に、社会一般（正確にはその中で標準的な、経済学用語で言う「代表的個人」）の限界効用逡減率は、その社会に於ける社会保険への意欲と正に連関する。

よりも割安な相続税制のおかげで十分な再分配を施されずに残存してしまう、という問題がある。また、受贈額が等しければ、相続税のほうが一般贈与税よりも安い、という相続人と一般受贈者との間の「水平的不公平」の問題もあり、これらが本論の出発点となっている。

(ii) 機会の不平等

分配される金品の絶対量よりも、むしろそれらの限界効用の平等化が社会善であるべきことは前述の通りであるが、ではその限界効用というすぐれて主観的な謂わば「個人情報」はどのように顕現するのか。これに関わるのが所謂「機会の平等」概念である。

社会的・経済的な機会、即ち選択肢の集合、が各人等しければ、例えば才能に恵まれた者たち、つまり勉学や技能修得の主観的コストの低い者たちほど高度なスキルを獲得し高い収入と社会的地位とを手中にする一方、勉強嫌いな者たちは主観的不効用の大きな高等教育を選択せず、結果として相対的低収入に甘んじたとしても、主観的にはトータルで効用最大化を達成することができる。

反対に、各人等しい選択肢が初めから与えられなかった極端な例が、封建社会であった。身分制の下、人々は出身階層とそこにおける代々の家業に縛られ、上述のような主観的効用最大化に励むことができなかつたのである。「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」が一体どうして「学問のすすめ」なのかと言え、身分制を廃し四民平等としたことにより誰でもどの学校にも行くことができ、どのようなキャリアを選択することもできるから、各人がその本源的効用に鑑み最適な選択を許されるわけである。

相続に戻ると、重要な問は2つある。1つは、封建制の枠組が撤廃された今日なお、社会経済的な出身階層により後の人生や後の世代の選択肢が限定されてしまうという傾向であり、これに関しては既に多くの社会学・経済学的研究が存在するのでここではこれ以上深く触れない⁴⁾。もう1つは、そのような社会経済的格差の世代を超えた継承を、(税制優遇措置としての)相続制度が助長しているかどうか、である。

4) 出身階層から離れることを社会学では「社会移動」と称する。出身階層により機会の不平等の生じる現状に関する最近の調査については「現代日本における世代間移動と世代内移動：1995-2005」(『中央調査報』No.629収録)参照、<http://www.crs.or.jp/backno/No629/6291.htm>

1. 相続の経済的効果

まず出発点として、相続制度のもたらす経済的効果について、事実を簡略に確認しておこう。

(i) 租税減免

上述のごとく縮減されたとは言え、相続の非課税枠は一般贈与のそれとは比較にならないほど寛大である。前者の原則「3000万円＋相続人数×600万円」に対し一般贈与のそれは贈与者・被贈与者の1対あたり110万円／年であるから、もし相続が一般贈与と等しく扱われれば贈与税の課税ベースは急激に拡大する。無論、相続は一過性のものであるのに対し贈与は年々繰返し可能という性格の違いはあり、実際このことは現行の相続税が直近3年間の生前贈与を含めて一括課税される制度等にも反映されてはいるものの、それでも相続税は一般贈与税より格段に軽いと言える⁵⁾。

このことは単に税収の多寡のみならず、租税を媒介とした経済的再分配にも影響を及ぼす。即ち、上述とは逆方向から、相続と比較して一般贈与のほうに重税を課している、とも見て取れるからである。後にも詳しく述べるがこれは、一般被贈与者の税引後の受取分を減ずる直接効果に加え、そもそも贈与者・被相続人の側からのインセンティブに影響し、死後財産の処分先として一般贈与よりも相続を奨励する効果も働くため、二重の意味で一般被贈与者から相続人への非常に強い再分配効果を招致する。

更に言えば、非課税枠が法定相続人数に応じて拡大するという構造が、家族単位で見れば少人数家族から多人数家族への相対的な所得移転効果を有する。より本源的には、そもそも相続されるべき財産を有する者、即ち法定相続人たるべき親族を有する富裕者、を特に厚遇する制度であると言えるが、これについては次項で改めて触れる。

5) 「相続などにより財産を取得した人が、被相続人からその相続開始前3年以内（死亡の日からさかのぼって3年前の日から死亡の日までの間）に贈与を受けた財産があるときには、その人の相続税の課税価格に贈与を受けた財産の贈与の時の価額を加算します。」 国税庁タックスアンサー No. 4161。

(国税庁サイト) ホーム > 税について調べる > タックスアンサー > 相続税 > 相続税の計算と税額控除 > No. 4161. 贈与財産の加算と税額控除 (暦年課税)。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4161.htm>

なお、相続時精算課税については国税庁タックスアンサー No. 4103 参照。

(国税庁サイト) ホーム > 税について調べる > タックスアンサー > 贈与税 > 相続時精算課税 > No. 4103 相続時精算課税の選択。

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4103.htm>

(ii) 経済的不平等の世代を超えた温存・拡大

改めて確認するまでもなく、被相続人の大半は老人が占める。近年わが国を含め世界各国で経済的格差の拡大が社会問題化しているが、年齢別に見ると高齢者・退職世代が最も深刻な世代内経済格差を抱える傾向が見られる⁶⁾。「老老格差」などとして知られている問題である。経済全体の格差拡大には、各世代内に於ける格差拡大の他に、人口全体の高齢化により世代内格差の元々大きな高齢者層の比重の増したことが強く影響しているとの指摘がある⁷⁾。

これら高齢者の遺す相続財産が、その直近親族に限られるところの法定相続人に優遇税制を以て移転されるとなれば、当然ながらそれは、高齢世代内の元々過大な経済格差をそっくり次世代へ引継ぐ結果になりかねない。

(iii) 世代間格差の深刻化

やや直観に反するかも知れないが、被相続人のみならず相続人の過半も実は老人が占める。現代のわが国における経済格差のうち突出して大きな比重を占めるのが世代間格差であることは周知の通りであり、総人口の約4分の1を占める65歳以上層と残りの4分の3の国民とで消費支出の総量がほぼ同じ、即ち一人当たり消費で実に3倍近い格差の生じている現状に他ならない⁸⁾。相続制度は、相対的に貯蓄の富裕な高齢層からより若年層へ資産保有の世代交代を促すという本来の趣旨目的とは裏腹に、その実態はマクロ的に見れば高齢層内だけで多くの資産を貯め込み、ミクロ的に一人一人のライフサイクルで見れば資

6) 内閣府『高齢社会白書』平成27年版によれば、経済的格差を示すジニ係数は、高齢者(65歳以上)全体で見れば他の年齢層とそこまで違わないものの、後期高齢者(75歳以上)では突出して高い値を示す。

(内閣府サイト) ホーム > 共生社会政策トップ > 高齢社会対策 > もっと詳しく > 高齢社会白書 > 平成27年版 高齢社会白書(全体版) > 2 高齢者の経済状況。

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2015/html/zenbun/s1_2_2.html

7) 「当初所得のジニ係数上昇の背景には、近年の人口の高齢化による高齢者世帯の増加や、単独世帯の増加など世帯の小規模化といった社会構造の変化があることに留意する必要がある。

本調査の調査客体における世帯の状況を見ると、高齢者世帯割合の増加(27.0%から31.3%)、また、平均世帯人員でみても、前回の2.47人から2.40人と0.07人減少しており、世帯の高齢化、小規模化が進んでいる。」(厚生労働省『所得再分配調査』平成26年度)

(厚生労働省サイト) ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > 2016年9月 > 平成26年所得再分配調査結果について。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000131775.html>

8) 熊野英生「115兆円のシニア消費」、第一生命経済研究所『定例経済指標レポート』2015年6月12日。

<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/pdf/macro/2015/kuma150612ET.pdf>

産形成機会を人生後半にばかり偏在させる，という必ずしも社会経済的に好ましからざる効果を招致している。

2. 相続制度に経済的利点はあるのか

以上のように，一見明らかに不公平かつ非効率な制度と見られる（税制としての）相続には，経済（学）的に何らかの利便性が認められるのであろうか。以下，幾つかの可能性を考察したい。

（i）貯蓄の奨励

自身の資産を大切な親族へ遺すことが軽減税率により奨励されれば，その結果として無理に存命中に貯蓄を蕩尽する必要が無くなり，世代を超越した長期的な貯蓄可能性が高まるため，結果的に貯蓄が奨励される効果が期待できる。もとより貯蓄はマクロ的な経済成長のために重要であるから，貯蓄の奨励は経済成長政策として重要である。

しかしもしそのようなマクロ的な経済成長効果を旨とするのであれば，なにも法定相続人たる直近親族への贈与に限って特別扱いされる必要は無く，より幅広い贈与につき遍く減税してよろしいはずであろう。直近親族への贈与・相続目的の貯蓄のみ特別に奨励し，他の贈与は奨励しないという選り好みは，上述のマクロ経済成長効果を狙う趣旨とは平仄が合わない。

（ii）遺族の生活保障

被相続人の生前，その所有する居住用資産や貯蓄・収入に依存する形で相続人たるべき直近親族が生活していた，という例は少なくない。そのような者たちが被相続人の死亡と同時に生活の糧を失い路頭に迷うことがあってはならない，という視点は，相続法制を語る上で避けて通ることができない⁹⁾。事実，現行の相続税制はこの点を具現すべく，法定相続人の現住する居住用資産については評価額を大幅に軽減することで相続税を減免する

9) 法制審議会「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（平成 28 年 6 月 21 日）。

（法務省サイト）> 法制審議会 - 民法（相続関係）部会 > 「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」（平成 28 年 6 月 21 日）の取りまとめ。

<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900291.html>

特例を、また被相続人に掛けられ法定相続人を受取人とする生命保険金については別枠の免税限度を、それぞれ設けている¹⁰⁾。

而るに居住用実物資産と生命保険金以外の相続財産に関しては、それが法定相続人の生活維持に直結するか否かの酌量は無い。相続税率とその免税限度は、生前の被相続人と家計を共にしていた相続人とそうでない相続人との間で変ることはない。

(iii) 被相続人の生活保障

生前の被相続人の扶養等に経済的寄与をした相続人の相続分を積み増す「寄与分」の規定が相続法には存在する。言うまでもなくこれは、前項に掲げた相続人自身の生活保障如何とは直接、何の関係も無いことは明らかである。何故ならば、この寄与分の扱いは当然、相続財産の総額を超えることはできないからである。そのような扱いでは、資産家は潤沢な保障を受けられる一方で、真に保障を必要とする貧困者は何ら救済を受けられないからである。

なお傍論ではあるが、近い将来に相続人たちの間で分割されるべき被相続人の晩年の資産への寄与を奨励するインセンティブ効果は、通常の世代交代すなわち退職世代の資産を現役世代が吸い上げ経済社会へ還流させる方向とは逆であり、経済政策・成長戦略としての適否には疑義が残ろう。

3. 相続制度の略歴

以上のように、経済（学）的に見れば相続は一見明らかに不公平かつ非効率な制度と言えそうである。にも拘らずそのような制度が古今東西あまねく存在している事実は、この一見不毛な制度に人々が何らかの利点を見出してきたという歴史的経緯の存在したことを示唆しよう。

10) 国税庁タックスアンサー No. 4124.

(国税庁サイト) ホーム > 税について調べる > タックスアンサー > 相続税 > 相続と税金 > No. 4124? 相続した事業の用や居住の用の宅地等の価額の特例 (小規模宅地等の特例).

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4124.htm>

(i) 家業の継続性

先ず相続制度の前提として存在したと考えられるのが、「家」（家系、家督など）の継続性という社会的ないし慣習法的な概念である。被相続人の死亡に伴い、その者の所有下にあった財産は持主を失う。その所有権をデフォルトで踏襲するのは、被相続人の所属していた「家」ということになる。ところが現代法において「家」はそれ自体、法人格などの当事者適格を認められていない。そのため「家」の代理として、同じ家に所属する生存者が相続人となるわけである。

このような考え方を更に極端化したものが、幕藩期の日本をはじめとする封建諸社会で典型的に見られた「家督」の概念である。そこでは私有財産は基本、家に属する。その家の代表者として、家財の所有や処分を執行する者が、家督者としての家長である。家督者が死亡しても、その所有財産は死者個人というよりはむしろ家に属するため、相続はその家の生存家族のうちから家督者を新任するだけの作業であった。これがいわゆる家督相続である。「家」が法的当事者適格を失った近代においてもなお、旧来の家制度を実質的に再現した謂わば苦肉の工夫が、わが国の明治民法であり、家督者個人が形式的には家財の所有権を独占する半面、実質的には家財の代表管理者に過ぎない¹¹⁾。

このような家制度の考え方を採る限り、財産の実質的な所有者である家は、それを構成する家族の個人的寿命を超えて存続するから、家の一員たる家長などが絶命しても、家財の所有権の実質的な移転には至らない。相続とは単に、家財の代表管理者の謂わば人事異動に過ぎず、家の境を超えた所有権の実質的移転を伴う一般的な贈与などと同率に課税されないのはむしろ制度的必然、ということになろう。

経済面で言えば、家とその家業と密接不離であった封建制の下で、家の継続性は必然的に家業の継続性を意味した。家業とそれに所要な資産の散逸を防ぎ、世代を超えた事業の継続による経済的利益を保障する意味で、家による家財の継続的所有とそれを具現化すべき家督相続制度が存立したと考えられる。

逆に見ればしかし、封建的な世襲家業という社会形態が崩れ去り、企業の所有と経営の分離が進んだ現代先進社会では、所有・経営の一体を前提とした上述来の家督相続制度の本来の経済的趣旨はほぼ消失したということになろう。ここで注目すべきは、法律制度上

11) このことは明治民法下、家督者がまだ生存中であっても一定の要件を満たせば家督相続が可能であったこと、現在（昭和22年改正後）は削除されている旧第14～17条「妻の無能力」にあったように家族が個人的に家財を処分する権限を制限していたこと、等にも現れている。

の封建制が廃止されても、自由経済の下で旧来型の世襲企業や企業所有者による直接経営が必ずしも廃れねばならないかどうかは実は自明ではなく、現代の多くの先進社会においてそれが退廃傾向にある原因については（本章の主題の域外ではあるが）然るべき科学的解明が必要であろう。本来そのような家業の世襲を後押しする相続制度の存在を以てしてもなお、その退潮が止まらないという事実は、相続制度の経済的正当性に一層強い疑問を投げかける。

（ii）資産活用の社会的最適化

前項に述べた家業の継続性とも関連するが、私有財産制を維持しつつ資産活用の社会的効率化を図るといふ古今東西多くの国・社会に通底する政策目標の達成手段の一環として相続制度を捉え直すことも、不可能ではあるまい¹²⁾。

故人の所有資産の新たな帰属先を社会全体に求めるのは一つの考え方であろう。このような謂わば社会主義的な考え方は実際、現代日本を含む多くの国々に於いて、相続人も遺言も存在しない死亡事案などに適用されているものである。もし相続制度が存在しなければ、特に遺贈や死因贈与等の手続を生前に執り行っていない限り、死者の遺産は自動的に国や自治体などの公庫に納められることになる。

而るに一般論として、少なくとも資産の国有化という意味における社会主義が必ずしも経済効率に資すると限らないことは、歴史的経験則の証明するところである。素朴な直観からすれば、死者の遺産を公共部門に委ね社会全体の用に供するほうが、特定の相続人の手に委ねるよりも、社会的効率性に貢献しそうなものであるが、現実にはそれは必ずしも保障の限りでない。その理由の一端として考えられるのが、資産の個別的特殊性や不可分性である。当該資産に固有な性格を知り尽くした故人に代る者として、近親者がその資産の継承者として選任されることの妥当性は、近親者が必ずしも、或いは非常に高確率で、故人の次にその資産に慣れ親しんできた者であると保証できるか否かによる。

前項にも述べたように、家業や資産運用の世襲・家族的性格が希薄になればなるほど、被相続人たる故人に次いでその所有資産の個別的特殊性を熟知しているという意味でその後継者となるべき適任者が必ずしも近親者の中から見つかる蓋然性は低下する。もし資産の個別特性が相続制度の存在論拠であるならば、経済合理的な資産後継者選任ルールは、

12. 家業継続性と相続制度の沿革については、青木昌彦『Corporations in Evolving Diversity: Cognition, Governance, and Institutions』(Oxford, 2010)を参照。

近親かどうかには抛らず、その資産と最も関係性の近い者を指名すべきであろう。

(iii) 歴史的価値を有する文化財等の保存

前々項・前項以来の観察を更に進めれば、法律制度的な意味に於ける「家」なり「親族」なりを、生物的・血統的な実親族関係から切り離し、経済的な企業・資産の継承手段として再定義するという方向も可能である。歴史上これを実行したものが、いわゆる家元制度や徒弟制度に見られる。家元制や徒弟制が、高度に芸術的・伝統的な文化遺産とその存続に不可欠な技能の継承に果たしてきた貢献の大きさは、今更説明すべくもない。

ここでの問題点はしかし、そのような企業経済的手段としての相続が何故わざわざ家族法の範疇に属し、従って家族制度の他の諸側面と抱き合わせに制度設計されねばならないのか、その経済的正当性如何であろう。相続制度適用の要件として、被相続人と相続人とが法的「親族」であることを要求するのは何故か？ 歴史的に言うなら、なぜ「家」元制や徒「弟」制でなくてはならなかったのか？ 殊更に家族を擬制などせず、単に「社元制」や「徒工制」では上手く行かないのか？

このように考えると、歴史的な相続制の成り立ちは、経済法ないし経済政策としてその経済効果を考え抜いた結果の制度設計と言うよりは、どちらかと言えば封建的な旧社会に於ける「家」（親族）と「業」（企業・資産活用）との癒合・混同の産物と見るほうが順当であろう。

4. 相続で得をする者たち

歴史的にはともかく、現代のわが国をはじめ多くの資本主義社会において、本来は旧来的な家制度の産物であるところの相続制度に、それに不可避免的に伴う経済的不平等拡大効果を補償して余りあるほどの経済社会的便益が認められるのであろうか。

しかしながらわが国を含め現代世界のほとんどの国・地域において、相続制度を廃止する試み、言い換えれば相続税を一般贈与税と同率に合わせる試みは、実現はおろか政策論争の俎上にすら載っていない。

そもそも不平等拡大効果を言い換えると、それにより全体が得をするわけではないが、一部の者たちにとっては経済社会的便益が認められる、ということに他ならない。そこで先ず、わかり易い出発点として、相続制度の存在により得をするのはどのような場合であり、どのような者たちであるかを考える。

上述のように相続とは、遺すべき財産を保有したまま死期を迎える者（被相続人）が、その直近親族であるところの法定相続人への所有移転に限り、軽減税率の恩恵に浴する制度である¹³⁾。言い換えれば、そのような制度は、(i)一般贈与税の免税限度を超える資産(遺産)を有し、(ii)その資産を遺すことを強く選好(経済学に所謂「遺産動機」)し、(iii)法定相続人たるべき親族を遺して他界する者、に有利に働く。これらの特徴を一つでも欠く者たちは、相続制度の恩恵から外れることになる。以下ではこれらの各特徴につき簡単に考察を試みる。

(i) 資産保有

そもそもなぜ遺産すなわち死亡時までには使い切らずに遺す財産が発生するか、については永らく経済学に於いて諸説が唱えられてきた。それらのうち明確に意図された遺産については次項に譲ることにし、本項では意図せざる遺産に限定して論ずる。

言うまでもなく、意図せざる遺産とは、死期の不確実性に起因するものである。即ち被相続人となるべき者が、自らの死を予見できず、従って遺産のつもりではなくあくまで自身の近未来へ向けた日常的な貯蓄としての資産保有に勤しんだ結果に他ならない。そのような資産保有には概ね次のような特徴が見られる。

先ず、よく指摘されるように、貯蓄は「上級財」であると言われる。即ち、富裕者ほどその所得や総資産に比例する以上に多くの貯蓄をする傾向にある。これは理論的には、通常の消費財の殆どが「正常財」すなわち所得弾力性が1に満たず、従って所得が増えても消費がそれに比例するほどには増えない、という単純な関係に起因する。直観的に言えば、使いきれないお金が貯蓄に回るわけである。

斯くして、本源的選好の顕現であるところの消費関数(所得の関数としての消費)や次項に述べる遺産動機などを等しくし、また死期の予測不能性をも同じくする被相続人たちの間で比較すれば、富裕者ほど相続制度の存在で得をする、という結論が見える。

(ii) 遺産動機

中国故事の例を引くまでもなく、所謂「児孫の為に美田を遺す」べきか否かについての議論は古来より尽きない。言い換えれば、遺産の全てが前項に述べたような意図せざる「貯

13) 言うまでもなく実務上の納税義務は被相続人ではなく相続人の側に課されるが、ここでは被相続人の経済的インセンティブの分析を試みる関係上、敢えて被相続人の視点から論述する。なお国によっては、法的納税義務が被相続人側に課される、つまり遺産の所有移転「前」に税金を徴収する制度も存在する。

蓄の使い残し」ではなく、意図的に遺された相続財産もまた少なくないことが示唆される。経済学に於いては従来、次のような遺産動機が論じられてきた¹⁴⁾。

- 利他的効用関数。即ち被相続人が自身の死後に於ける相続人の効用を慮る、という理論。但しこの理論だけでは現行の相続制度への説明力は弱い。何故ならばこの理論自体、相続人が被相続人の親族であるか否かとは全く無関係であり、相続を法的親族に限定する現行一般の制度的慣行を正当化する論拠にはなり得ないからである。
- 死後消費への選好。上述の利他効用のように相続人の効用から被相続人が間接的に満足感を得るのではなく、被相続人が自身の財産を特定の死後消費に供することに直接起因して効用を得る、という理論。典型的には既に触れた家業継承や、被相続人自身の葬儀・陵墓への支出予約などがこの範疇に属すると考えられる。当然ながらこの理論もまた、法的親族関係を相続適格要件とする現行制度への正当化にはつながらない。被相続人の死後消費の謂わば執行代理人がその法的親族でなければならない理由は、この理論では説明できないからである。
- 戦略的遺産。被相続人が生前、遺産を約束し又は期待させることで自己の老後介護へのインセンティブを相続人に与える、という理論。つまり終身介護というサービスを前借し、遺産をその対価として後払いする、という考え方。これは畢竟すれば経済的取引に他ならないから、ここでも介護者が直近親族でなければならない或いはそうであることが望ましいと考えるべき客観的・経済的必然性は自明ではない。

斯く見るとき、現行一般に見られるような直近親族を対象とした相続制度は、以下の両面から不平等を助長すると考えられる。

先ず言うまでもなく、遺すべき資産を有する者とそうでない者との間で「垂直的」不平等を温存する制度であると言える。相続税を一般贈与税等よりも低く課すことにより、富裕な被相続人の遺産動機を助け、富がその直近親族へ優先的に移転されるからである。

更に、同程度に富裕な物故者同士の間において、直近親族への贈与を欲する者たちが、親族以外の他人への贈与を希望する者たちに比べて優遇されるという「水平的」不平等をも招致する。

経済学的論考からはやや離れるも、上述の水平的不平等には「おまけ」が付く。それは、富裕度を等しくする相続当事者同士の間だけに留まらない、謂わば「政治的」「思想的」な外部効果である。一部少数の資産家を別とすれば、圧倒的大多数の一般庶民にとっては、

14) これら3動機に関する実証研究も存在する。チャールズ・ユウジ・ホリオカ「なぜ人々は遺産を残すのか？愛情からなのか、利己心からなのか？遺産動機の国際比較」アジア成長研究所、2014年11月。

相続税であれ一般贈与税であれ特筆すべき巨額に上ることはない。とすれば、相続制度が民意の支持を得るか否かは、その直接の経済的利害当事者であるところの富裕層の意向だけで決まるとは考えにくく、むしろそのような水平的不平等を直接の当事者ではなく謂わば傍観者でしかない大多数の無産層が支持するかどうかに大きく懸っている。前掲の遺産動機の類型別に言えば、

- 直近親族への利他効用を、他人への利他効用よりも優遇する謂わば「家族主義」
 - 死後消費の執行を直近親族に託すことを、他人に継がせるよりも是とする謂わば「家業主義」
 - 親族による介護を他人による介護よりも是とする謂わば「忠孝主義」
- といった保守的・伝統的価値観を持つ者たちから見れば（傍観すれば）納得の行く、従ってそのような者たちにとって（直接の利害当事者でなくとも）経済外的効用の高い、制度設計であると言えるだろう。

(iii) 親族の存命

明らかに、相続制度の恩恵にあずかるには、法定相続人たるべき親族が生存している必要がある。ということは、遺産動機を含めた本源的選好が不変であれば、相続制度の存在（正確に言えばそれが自身の死亡時点で存在しているであろうという期待）は人々、とりわけ富裕層にとって、家庭を持ち、親族を殖やすインセンティブを高める効果をもたらすはずである。

もしこの効果が有意であれば、相続制度には経済政策としての成長戦略と一定の整合性があると言えるであろう。無論このような効果は複数世代を跨ぐ非常に長期的なものであり、中短期的には人々の親族構成はほぼ所与と考えられるから、例えば婚姻率や出生率などを被説明変数、相続税率などを説明変数とした実証分析を行うことは技術的に容易ではない。また同時期のデータによる横断的な国別比較も、各国における税制がかなり込み入っていて単純な数値を以て表現することが難しく、しかも相続制度以外の各国固有の社会経済変数を網羅的にコントロールすることも容易ではないため、一筋縄では行かない。

それでも理論上、相続制度すなわち直近親族限定の贈与に掛る税の減免は、子（実子・養子を含む、以下同様）をもうけるインセンティブを促進するはずである。しかも前述のように、この効果は、死亡時点で遺すべき資産を有する者、より正確にはそれを生前、それも子をもうける意思決定を行うべき若年ないし壮年の段階で既に予見できる者たち、即ち概ね中位以上の社会経済階層において顕現するはずであろう。このような政策効果については次節以降に詳述したい。

5. 相続制度とその他の成長政策

平成 27 年より相続税の免税範囲が 40%引き下げられ、結果として他の一般贈与に対する相続の税制優遇が相対的に縮減されたことは、上述の意味における成長政策としての相続制度が後退したことに他ならない。即ち中位以上の社会経済階層にとって、親族を殖やす経済的インセンティブが縮減されたことになる。他方、相続件数の大半は（免税範囲引き下げ後もなお）課税・納税が発生しないことから、このようなインセンティブ減衰効果が中位以下の階層を直撃することはないと考えられる。即ち相続税の増税とそれに伴う相続の一般贈与に対する優位性の低下は、成長戦略としては、上位階層に行くほど抑制的になる方向性を有していると言える。

より広く見れば、親族、特に年少の親族である子を殖やすインセンティブを促進するという意味で成長政策となり得る租税・補助金政策は、相続以外にも各種あり得るし実在もする。それらが理論上、相続とどのように異なる政策効果をもたらすのかを以下に論考する。

(i) 年少扶養控除、および「子ども手当」「児童手当」

年少扶養控除、即ち未成年者を扶養する者に所得税減免を施す制度は、子をもうけ、育てるインセンティブを最も直接的に推進する政策の一つと言えるであろう。日本の国税では平成 23 年改正まで、扶養者の課税所得から 16 歳未満の子 1 人あたり 38 万円を免税とする方式が採用されていた。この方式は実質的に、その 38 万円の所得に掛る限界所得税相当額を、子育て補助金として還付するのと同じ効果を有するから、所得税の累進性をそのまま反映し、税率の高い高所得層ほどその恩恵に厚く浴することができた。これは、上位階層に特に強い子育てインセンティブを与えるという点で、相続制度と同じ方向性を有していた。ところが平成 23 年改正で、国税からは年少扶養控除が廃止された。

他方、児童手当は定額支給であるから、上位階層の優位性は具えていない。しかも所得制限があるため、それ以下の家計へは定額、それを超える家計へは減額一部支給、と真逆の性格となっている¹⁵⁾。言葉は悪いが、これは「貧乏人の子沢山」奨励策を意味する。

地方税では現在まで年少扶養控除が残存している。但し地方税には元々累進性が薄く、

15) 内閣府『リーフレット「児童手当」』平成 28 年度版。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/jidouteate/pdf/leaf_teate.pdf

平成 23 年度以前の旧「子ども手当」については厚生労働省資料参照。

(厚生労働省サイト) ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 児童手当について。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouteate/

従って子育て奨励政策としての年少扶養控除にもまた特段の上位階層優位性は期待薄と言える。

(ii) 配偶者控除，夫婦控除

親族を殖やす前段階として先ず「家庭を持つ」ことを奨励する，というのが配偶者控除の当初目的であったであろうことは理解に難くない。この意味で間接的な成長政策であったと解釈することは一応可能であろう¹⁶⁾。

但し有配偶世帯，わけても若年・壮年の有配偶世帯の大半が共働きで配偶者控除の対象になり難い現代の国情の下では，配偶者控除は上述のような成長政策としては時代遅れとなっている。しかも控除対象配偶者には厳しい所得制限があり，フルタイムで働くと控除対象にならないことから，現行の配偶者控除は既婚者，特に既婚女性の労働参加を抑制したり，非正規労働へと誘導したりする負の効果のほうが大きい。

このような時代錯誤した制度である配偶者控除を廃止しようとする議論が起こったのは当然と言えるが，その過程で代案として浮上したのがいわゆる夫婦控除であった。本来これは所得如何によらず純粋に有配偶である事のみを以て税控除の対象とする考え方で，これなら上述の間接的成長政策としての機能を果たし得るものであった¹⁷⁾。ところがその議論の途上でまたぞろ所得制限を設けようとの声も頭をもたげ，当初の精神は毀損された。所得制限付きの夫婦控除では，前項（i）に掲げた児童手当同様，またも「貧乏人の子沢山」奨励策の二の舞だからである。

(iii) 子育て関連の現物給付，および用途を特定した補助金

保育・学校・小児医療等への補助金，出産一時金，産休・育休等に際しての所得補填など，子ども・子育てに用途を特定した公的補助政策もまた，上述来の人口的・家族的な意味での成長戦略の一環と言えるであろう。これらがもし定額，ないしは（例えば無償義務教育のように）全ての子どもたちに均等に現物支給されるならば，その効果は世帯所得によらず均一となる。この意味では万人平等に子育てインセンティブを与える優れた施策とも見て取れる。特に産休・育休への所得補填は，労働報酬の一定割合となるため，高収入の親に手厚い施策とも言える。

16) 三木義一「配偶者控除」論争と女性の労働，『婦人之友』2014年7月号，140～145頁。

<http://minkan-zei-cho.jp/wp-content/uploads/38dc523831bf56a022c8b1fe807030fa.pdf>

17) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」平成28年11月14日。

他方、保育料を所得累進的に値上したり、高校無償化や授業料補助に又しても所得制限を設けたりする最近の流れは、言い換えれば補助金を所得逆進的に支給することに等しい¹⁸⁾。前項・前々項に述べたのと同様、「貧乏人の子沢山」奨励策と言う他はない。

(iv) 公的債務、財政均衡

公債とは、本来ならば現在世代への課税で賄わねばならないはずの公共支出を、将来世代からの借金によって、言い換えれば負債を将来世代へツケ回すことによって、支弁する政策である。家族単位で見ればこれは、将来世代に属する弟妹や子孫を多数抱えた家計ほど負担が重く、逆に弟妹も子孫も居ない現世代限りの家計にとっては「借り逃げ得」（言葉は悪いが）となる。

公債残高の蓄積・累積は、将来の増税を示唆するから、もし各人・各家計が将来世代への遺産まで含めて合理的期待形成を行うならば理論上、この期待将来増税は将来世代の負の所得として計上されるはずである。遡って各人が若年・壮年時に、家庭を築き子孫を殖やす意思決定を行う際、公債財高は子をもうけるインセンティブを抑制する働きをもたらすと見られる。特に、所得税の累進性が将来的にも踏襲されるという前提では、将来世代への増税期待は上位階層ほど子を設けるインセンティブを減殺する構造を有する。

逆に言えば、財政健全化により公債残高を減らすことができれば、人々、特に将来世代の納税の主な担い手である上位階層が子を設けるインセンティブを復権させることができる。

6. 「貧乏人の子沢山」では何故いけないのか

相続税非課税枠縮減を含め、扶養家族や子育てに関連した制度改革の最近の流れは、おしなべて「貧乏人の子沢山」奨励へと傾いている。この真意は一体どこにあるのだろうか。

家計単位で見ればこれは、貧しい子育て家計への所得移転、とも見て取れる。これが謂わば「表向き」こうした制度改革が民主的に通り易い所以でもあろう。しかしこれはあくまで、「既に子沢山な低所得家計」という静学的な存在に対して公的補助を施すことに民意の支持を取り付け易い、ということに過ぎない。

18) 文部科学省「高等学校等就学支援金リーフレット」。
(文部科学省サイト) トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 高校生等への修学支援 > 高等学校等就学支援金(新制度)リーフレット > 高等学校等就学支援金(申請に関するポイント)。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/17/1350167_1.pdf

遡って、「どういう家計に子作り・子育てインセンティブを補助すべきか」という成長戦略として考えるならば、特に低所得家計に偏って子孫繁栄を奨励すべき論拠は決して自明ではない。特にこのような議論に際しては、現行の民主主義に宿命的な欠陥として現世代の大人、つまりこの場合なら親や近未来の親候補たちの視点ばかりに専ら焦点が当てられる一方、肝心の将来世代すなわち今後生まれてくる（かも知れない）子どもたちの効用最大化が十全に考慮されない嫌いがある。以下これら両側の視座から順番に論考を試みる。

(i) 家計単位で見た成長戦略

最初に、世上最も頻繁に論じられるところの親側、家計側からの考察を試みる。即ち、どのような家計類型に補助を与えれば、子育てインセンティブを高める「費用対効果」が最も大きいか、である。

確かに、例えば「子をもうけない理由」を尋ねた調査を紐解くと、経済的理由を挙げる回答が圧倒的多数を占める¹⁹⁾。これだけを見れば、恰も低所得家計への子育て補助が渴望されているように読めそうである。実際、相対的に低所得な家計への補助金が出生率に与える影響を限定的ながら認める研究も存在する²⁰⁾。

しかし他方、家計への現金給付よりは、育児施設など子育て関連の実物投資のほうが効果が優るとの見方も国内外に多い²¹⁾。これは経済理論的には、家計支出の意思決定者である親が利己的効用最大化に励む結果、現金補助の場合その全額が子育て目的に使用される保証は無く、その一部が子どもと無関係な親の個人的享楽に消えてしまう危惧があるためである。先に述べた限界効用逓減の法則によれば、追加的1円を享楽に費やした場合の限界効用は、貧しい家計において高いから、この危惧は低所得層でより強いと考えるべきで

19) 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査 結果の概要」。

(同研究所 2015年社会保障・人口問題基本調査 <結婚と出産に関する全国調査>。

http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_gaiyou.pdf

によれば、夫婦調査で「予定子ども数」が「理想子ども数」を下回る家庭（回答総数の約3割）にその理由を尋ねたところ、複数回答可で経済的理由を挙げたものが過半を占め、特に30代前半までの若年層で8割と高率に上った。

20) 一例として、松浦司「相対所得が出産に与える影響」、内閣府経済社会総合研究所『経済分析』185号、2011年。
<http://www.esri.go.jp/jp/archive/bun/bun185/bun185c.pdf>

21) 国際比較については内閣府『少子化社会対策白書』（平成25年版）参照。

内閣府ホーム > 共生社会政策トップ > 少子化対策 / 子ども・子育て支援新制度 > 少子化対策 > 白書 > 平成25年版、少子化社会対策白書（全体版 < HTML形式 >） > 第1節 近年の出生率の推移。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25webhonpen/html/b1_s1-1.html

また国内データの分析では、阿部一知・原田泰「子育て支援策の出生率に与える影響：市区町村データの分析」（『会計検査研究』No.38、2008年9月）が、児童手当による出生率促進は費用対効果が低い、としている。

あろう。

以上が、経済的制約が子づくり・子育ての阻害要因になっている現実がある一方で、だからと言って即、相対的に低所得な家計を対象に現金の「ばら撒き」を行えばよい、と結論できない理由である。

(ii) 将来世代の効用

成長戦略とは畢竟、将来を見据えた政策であることは間違いない。その主役であるところの将来世代の効用を抜きにして成長戦略を語ることはできないはずである。

将来世代、即ちこれから生まれてくる子どもたちは、当然ながらどの世帯に生まれるかを主体的に選択することはできない。にも拘らず彼らの享受できる効用は、その偶然生まれてきた世帯の社会経済的階層とそれに伴うリソースの多寡によって、否応無く影響を受ける。正確に言うと、そのような影響を受けずに済むような予防策を、現行の法的・社会的制度設計は講じてくれていない。更に言うならば、そのような策を「講じない」というコミットメントを間接的に発信しているのが、他ならぬ相続制度そのものである。

何故ならば、相続とは単純に言えば「親の財産を子が引継ぐ」、要するに「親の因果が子に報いる」ことに御墨付を与える制度だからである。そもそも生まれた瞬間から、子の養育に関する全責任はデフォルトで親権者とその家計に「丸投げ」され、それに対し種々の「補助」が与えられる、という構造になっていることに鑑みれば、この相続の考え方は辻褃が合う。社会的・経済的に望ましいか否かはともかく、論理矛盾は無い。

しかし、突然ここで平仄が合わないのが、まさにこの「貧乏人の子沢山」奨励策である。封建的身分制ほどではないにせよ、家計状況のばらつきにより一定程度「人の上に人が造られ、人の下に人が造られる」ことを黙認する現行制度なればこそ、殊更に「下」の子どもたちばかりを殖やし将来世代の平均効用を下げってしまうやり方は、趣旨一貫しない。

むしろ逆に、リソースに余力のある中位以上の家計に、より多くの子育てインセンティブを「累進的」に補助してこそ、将来世代の効用改善に資することができるだろう。誤解の無いように断っておくならば、無論ここでは低所得家計から中位以上家計への所得逆移転を推奨する趣意ではない。むしろ中位以上層内で、子育て家計へそれ以外の家計からの所得移転を重点強化しては如何か、との提案である。

(iii) 一見不可解な政府文書とその含意

既に一昨年になるが、「貧乏人の子沢山」政策を明示的に推奨する、目を疑うべき政府

文書が公開された²²⁾。特筆すべきは、貧乏人の子沢山を推奨するという趣旨そのものだけではなく、むしろその根拠として挙げられている実証研究のほうである。実証では、地方の小都市に住む低収入・低学歴の家庭が他の類型よりも高い平均出生率を記録している、と主張する。先に挙げた、経済的理由により子育てを断念する家計が多いとの調査結果と必ずしも整合的とはいえないが、その当否についての計量的な再分析は、本論からは離れるのでここでは敢えて行わない。それよりも、ここで唯一最大の疑義は、この実証から直ちに、地方小都市の低収入・低学歴家計への子育て補助が費用対効果が高い、と結論できるのか、という論理の飛躍のほうである。

政治的イデオロギーや平等主義などの社会思想以前の問題として、この文書は形式論理的に破綻していると言わざるを得ない。大都市周辺の高収入・高学歴家庭は、知力・経済力などのリソースに余力があるにも拘らず出生率が低く、地方小都市の低収入・低学歴家庭はそのようなリソースが相対的に乏しいにも拘らず出生率が高い、という実証が正しいなら、それは言い換えれば前者における経済外的制約のほうが、後者における経済的制約よりも深刻だという発見に他ならない。これは次の両様の意味において、前者のほうが施策対象としての優先度が高いことを意味するはずである。先ず第1に、改めて言うまでもなく、より深刻な制約を緩和するほうが限界効用が高いことは、一般論として明らかである。政策設計の常識として、最も深刻な問題から優先的に解決を試みるのは、このためである。加えて第2に、経済的制約を緩和するには大量の公費が所要されるのに対し、経済外的制約を緩和する手段としては所謂「ばら撒き」ではなく専ら制度的改革が主であり、これこそ政策の出番であり、費用対効果の期待できる分野のはずである。

にも拘らず、このような明らかな論理破綻を冒してまで、同文書はあくまでも貧乏人の子沢金を奨励する、と唐突に結論している。政府・政権内にこの結論が先にあつて、実証研究はそれを「科学的」に見せるための付け足しに過ぎなかった、と見るほうがよほど平仄が合う。

このような貧乏人の子沢山に拘泥する政策の濫発は、単なる偶然により政策設計ミスが重なった結果でしかないのか、それとも少子化対策や経済成長といった表向きの政策目的の外に何らかの語られざる副目的が潜んでいるのか。以下、客観的に再検証可能な関連事実のみ列記し、それらへの解釈や評価については読者に委ねたい。

先ず、第5節で挙げた各施策が決定され施行された時機に着目する。相続税の非課税枠縮減は平成25年改正、同27年施行で、何れも平成24年12月の(第2次)安倍政権成

22) 『「希望出生率1.8」をいかにして実現するか』加藤彰彦(一億層活躍社会に関する意見交換会, 2015年11月18日). http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ichiokusoukatsuyaku/iken_koukankai/dai3/siryou5.pdf

立後であった。年少扶養者控除は民主党政権下で廃止されたが、その代替措置として位置付けられた子ども手当には当初、家計所得制限が無かった。その後の児童手当への転換、即ち家計所得上限の設置、は第2次安倍政権成立直前、民主・自民・公明の3党合意によるものであった。夫婦控除への家計所得上限設置案と、結果的に配偶者控除の廃止を見送るどころかむしろ対象家計を拡大した政策後退は、安倍政権下で決せられた。高校無償化も、実質的には民主党政権下の平成22年度から開始されたが、それに所得上限を課したのは安倍政権下の平成26年度からであった。最後に、政府債務残高の制御不能な趨勢的拡大傾向は、同政権下で改善に転ずる兆しは見られない²³⁾。

次に、先の政府文書の発表された2015年前後の立法(案)のうち、子育てに直接関連しないが将来世代に大きな影響を及ぼす可能性のあるものを順不同で概観すると、自民党改憲草案(平成24年²⁴⁾)、特定機密保護法(同25年²⁵⁾)、平和安全法制(いわゆる戦争法、同27年²⁶⁾)、国家安全保障戦略(同26年)とそれに基づく武器輸出三原則の見直し(同27年²⁷⁾)、防衛科研の創設(同27年²⁸⁾)とその爆発的増額²⁹⁾、と軒並み軍拡路線が目立つ。これらは軍拡とは違う、との強弁を予防するために付け加えるならば、第2次安倍政権以

23) 政府債務残高の対GDP比は2008年以降、年々急拡大を続けている。

(財務省サイト) トップページ > 税制 > わが国の税制の概要 > わが国税制・財政の現状全般 > 債務残高の国際比較(対GDP比)。 https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/condition/007.htm

24) 自由民主党憲法改正推進本部。 <http://constitution.jimin.jp/draft/>

自民党改憲草案が9条改憲に極めて意欲的であることは周知の通りであるが、ここで特筆すべきは18条の文言変更案である。第18条の禁則事項のうち「奴隸的拘束」を削除し、「意に反する苦役」のみを禁ずる条文への変更を目している。党の公式見解は「奴隸」なる表現は過去の遺物であり現代の国情の反映ではない、というものである。しかし、より実質的には、現憲法第18条であれば赤紙による徴兵は「奴隸的拘束」で直ちに違憲であるのに対し、自民党政正案第18条ではそれが「苦役」であることの挙証が被徴兵側に帰責され、政府寄りないいわゆる司法消極主義を採る裁判所・裁判官にとっては「受忍限度を超える苦役とまでは言えない」と詭弁する余地を開くものとなる。

25) 特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年十二月十三日法律第百八号)。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H25/H25HO108.html>

26) 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成27年9月30日法律第76号)。 <http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/sinkyuu-heiwaanzenhouseiseibihou.pdf> 及びその概要。 http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/seibiseirei_gaiyou.pdf

27) 防衛省報道資料。(防衛省・自衛隊) ホーム > 報道資料 > お知らせ > 防衛装備移転三原則について。 <http://www.mod.go.jp/j/press/news/2014/04/01a.html>

28) 安全保障技術研究推進制度。(防衛装備庁サイト) ホーム 安全保障技術研究推進制度。 <http://www.mod.go.jp/atla/funding.html>

29) 朝日新聞(2016年12月28日)によれば、安全保障技術研究推進制度(通称「防衛科研」)について「事業費は制度開始の15年度が3億円、16年度は6億円。2017年度の防衛省予算案に、大学などの研究機関を対象にした研究費制度の費用として、概算要求通りの110億円が盛り込まれた。武器輸出を進める自民党国防部会の提言に押され、今年度の6億円から大幅に増えた。従来は比較的小規模なテーマに、1件で年間最大約3千万円が支給されていた。17年度からは、1件あたり5年で数億～数十億円の大規模プロジェクトを新設する。」

前に趨勢的に縮小した我が国の防衛費は、同政権下において顕著なV字拡大を遂げた³⁰⁾。

当然だが軍拡に必要なものは「人」と「金」である。費用面は既に述べた。人すなわち兵員の確保については、第2次以降の安倍内閣は、いわゆる赤紙による徴兵制は考えていない、と繰返し述べている。それを額面通り信じるか否かは神のみぞ、であるが²⁴⁾、世論の激しい抵抗が当然予想される赤紙よりは、手続的にも政治的にも圧倒的に実現容易なのが所謂「経済的徴兵制」であり、多くの国・地域で実際に行われている。

米国等にその典型を見るこの経済的徴兵制が機能するための必要条件の一は、教育的・経済的に貧しい若者が大量に存在することである。民間における就業などの経済的機会に乏しい彼らにとって軍役に就くことが相対的に魅力的となり、時にはそれが事実上唯一の活路となることを利用して人的軍拡を目論む、というのが経済的徴兵制の定義に他ならないからである³¹⁾。

7. 中間報告としての暫定的なまとめと結論

以上では、直近親族への財産移転に対する特惠税制としての機能を事実上唯一の特徴とする現代の相続制度について、その経済社会的功罪を概観した。経済的不平等の温存・助長など社会的に望ましくない効果が目立つ中で、一つ考えられる正の効果が成長戦略すなわち子づくり・子育てインセンティブの促進である。特に注目に値するのは、このインセンティブが中位以上の社会経済階層において顕現するという「累進性」で、この性質は他の一般的な子育て支援策を以て再現が難しい。而るに折角のこの効果も、近年の相続税非課税枠縮減により減殺され、他の諸策と歩調を合わせる形で低所得層にばかり偏った子づ

30) 防衛予算の推移については防衛省「我が国の防衛と予算（案）－平成29年度予算の概要」（平成28年12月22日）参照。

（防衛省サイト）ホーム > 予算関連 > 予算等の概要、<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2017/yosan.pdf>

31) 偶然か、意図的かは定かでないが、東京大学を含む複数の主要国立大学が一齐に「秋入学」への移行を検討した際、本来であれば入試選抜を高校卒業後の4月以降へ延期することで高校3年生の3学期に履修する内容まで出題範囲に含まれるという利点を活かすべきところを、何故か入試時季は現行の1～3月のままとし、4～8月を所謂「ギャップターム」即ち空き時間とし、その間は講義など実質的な教育・指導を提供しない、という奇策が学内の合意形成を待たずにメディアにリークされ物議を醸した。幸い実現に至らず無事廃案となったが、潜在的にこれは人的軍拡の好機を与えかねない危険な動きを内包していた。即ち、このギャップターム期の大学新入生は、実質的に失業同然の状態となるため機会費用が極めて低く、経済的徴兵の絶好対象となり得るからである。

実際、自由民主党の2012年総選挙マニフェストには、大学9月入学化を利用したギャップターム活用法として、なんと自衛隊等における体験活動を選択必修化する案が明記されていたのであった。

J-ファイル 2012 自民党総合政策集、https://jimin.ncss.nifty.com/pdf/j_file2012.pdf

くり・子育て促進策が目白押しとなっている。低所得層に手厚く、たとえば恰も平等博愛主義のようで政治的には現世代受けが良いが、実は将来世代すなわち子どもたちの効用を犠牲にする副作用を伴う。

これらの効果が実際にどの程度重要か、という定量化は、本研究で積み残された課題として残る。また相続税非課税枠縮減をはじめとする諸策がどのような動機や立法精神に基づいて決定・施行されたかについての詳細分析も、将来に譲る他はない。実は本章とは逆に、少子化や人口構成が相続税に与える影響を論じた研究は数多い半面、相続制度が人口成長に与える効果の研究はほぼ前例が皆無である現状下、本研究は謂わば暗中模索状態で出発したため、未だ完成度は決して高くなく、名実ともに進行途上にある。